

江戸川区の区営住宅に「同性パートナー」も入居できるよう求める陳情

(建設委員会付託)

受理番号 第 112 号

受理年月日 平成30年5月25日

付託年月日 平成30年6月22日

陳情者
.

陳情原文 江戸川区では、性的マイノリティに関する施策について、人権週間や職員勉強会を実施しています。また、平成29年～平成38年度の「江戸川区男女共同参画推進計画」では、重点目標として性的マイノリティが取り上げられています。こうした性的マイノリティの理解促進を進めている江戸川区ですが、現在の制度では、区営住宅に同性パートナーと共に入居することは困難です。

同性愛者が区営住宅にパートナーとの入居ができないことは、将来、何かあったときに生活の支えになってもらえる保障が得られないことを意味し、不安な気持ちを抱えています。江戸川区にこれからも安心して暮らせるよう、ご配慮いただきたくお願い申し上げます。

区営住宅に同性パートナーと共に入居することができないという問題は、2008年、国連の自由権規約委員会から「差別があることを懸念する」と勧告が出されており、日本政府は、その後、法改正を行い2012年「市民的及び政治的権利に関する国際規約第40条1(b)に基づく第6回政府報告」で「親族関係にない同性の同居を含め、同居親族による入居の制限はなくなっている」と報告しています。しかし、実際は条例レベルでいわゆる「同居親族要件」が残っており、入居が困難な状態です。住まいの問題は、まさに生存権の問題です。同性カップルというだけで、区営住宅に入居できないことは、区民へのサービスが等しく提供されていないことを意味し、不平等であると考えます。

こうしたことから、同性パートナーと区営住宅に入居できるよう、下記のとおり陳情します。

記

江戸川区において、同性パートナーと区営住宅に入居できるよう、区営住宅条例を改正するなどしてください。